

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

奈良市ベンチャーエコシステム推進事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

奈良市

3 地域再生計画の区域

奈良市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市は年間1,600万人以上の観光客が訪れる国際文化観光都市であり、市内産業は「大仏商法」と揶揄されるように、大仏をはじめとした観光資源等の集客力に大きく依存し、「来てくれた人に物やサービスを売る」という受動的な商売となる傾向がある。実際の産業構造を見ても、本市は小売業や金融業、医療分野の付加価値額が大きく、観光業以外に突出した産業はない。県庁所在地でありながら、本市に立地する上場企業の本社は1社のみである。

この産業の状況に加えて、本市は大阪や京都などの大都市への交通利便性が高いベッドタウンであり、子供への教育に熱心な市民特性もあることから、本市に居住していても県外の高校や大学などへの通学率が36%（平成27年国勢調査）と高い。学生の段階から市内の産業にかかわり、影響を受け、愛着を感じるような体験を得ることが困難な状況にある。

その結果、「しごと」を大都市に求めることが当たり前という風潮が根強く、県外就業率も34%（平成27年国勢調査）と高い値が続くだけでなく、20～30歳代の転出超過の要因の1つにつながっている。本市が市内在学大学生に対し行った就業・起業に関する意識調査においても、就職希望地を「奈良市外」と回答した割合が68.1%を占めており、その主な理由は奈良市外に「

希望する企業や職種が多い」からとされており、「市外出身だから地元で就職したい」という回答を除く）市内での就業が進んでいない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

奈良市は大阪や京都のベッドタウンであり、若者が「しごと」を大都市に求めて県外へ流出することが地方創生を進める上での大きな課題になっている。若者を惹き付ける魅力的な事業所が市内に集積していないことに加え、若者が起業して新しい課題や事業にチャレンジできる環境が十分に整っていないことが市内での就業が進まない原因である。

一方で、本市には、1,300年以上の歴史や文化が脈々と受け継がれてきており、そこに蓄積されてきた資源には限りがない。既存の産業に新たな価値を付加し（高付加価値化）、企業の新陳代謝を促す（起業）ためのヒントとして活用することで、他に類を見ないイノベーションを起こせるはずである。

そこで、本交付金事業では、市内の経済団体や金融機関などと連携し、総合的な創業支援体制を組むとともに、本市創業支援施設において、様々な経営判断を迫られ「孤独」になりがちな起業家が拠り所とする空間を施設内に整備し、ワンストップで創業や経営にあたっての相談支援を受けることができるようにする。

なお、当該空間は、奈良独自の知が集まる情報のフロンティアとし、起業家だけではなく、会社員、各種団体、研究者、学生及び地域住民等が日常的に交流する「ここに来れば何かを得られるかもしれない」と期待感が持てる空間とすることをめざす。

その中から、地域に好影響を与える起業家や起業家マインドを持った人材（以下、起業家等という。）に加え、起業家等を支援する人材やこれらの取組に関心・関与がある人口（以下、関係人口という。）などを数多く創出していくことで、本市で育った起業家等が新たな起業家等を育成していく好循環「奈良市ベンチャーエコシステム」の構築へとつなげていく。

これにより、将来の本市産業の担い手となる若者に、市内での「起業」と

いう魅力的で成功へのビジョンを描くことができる選択肢を提示できるようにする。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
創業者数 (人/年)	97	100	120
創業支援拠点施設における起業家等及び 関係人口を対象とした事業実施数 (奈良市事業分を除く) (事業/年)	0	7	17
コワーキングスペース会員数 (人/年)	9	1	10
創業関係学生人口 (創業機運醸成に係る 事業参加者数) (人/年)	0	0	12

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
144	364
24	48
10	21
12	24

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金 (内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

奈良市ベンチャーエコシステム推進事業

③ 事業の内容

本市では、2012年より創業支援事業を実施してきたが、起業家等に寄り添った支援体制が不十分で、ステージに即して実施している各事業が起業家を生み、育てるための循環を作り出せていない。そこで、「奈良市ベンチャーエコシステム」を構築し、市内の産業に好影響を与え、地域経済の起爆剤となる創業者の持続的な創出により魅力的な事業所の集積を図ることで、若者に対し市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、県外流出の解消をめざす。そのために、以下の事業に取り組む。

(1) 創業支援施設機能強化整備（ハード）

創業支援施設を起業家等を中心に多様な人材が集まり、交流し、地域資源を活用したイノベーションを創出できる空間とするため、民間事業者から提案を募り、そのノウハウを活用してスピード感をもってハード面の機能強化整備を行う。

(2) 創業支援施設における事業（ソフト）

市のパートナーとなる事業者を公募し、コワーキングスペースなど機能強化整備された空間を有効活用しながら、当該施設の機能を充実させ、各事業で起業家等を生み、育てるための循環した事業を展開していく。また、事業者には当該施設の存在価値を高め、安定的な集客性と収益性を生むことにより、将来的には公的な支援に頼らない基盤の構築を求めていく。

(3) 創業支援機関との連携強化（ソフト）

経済団体や金融機関などの創業支援機関を対象とした研修実施や創業支援アドバイザーを派遣することに加え、各支援機関が実施する事業に対し、市としても積極的に関わっていくことで連携強化を図り、総合的な創業支援体制を構築する。

(4) 創業支援プロジェクト（ソフト）

「奈良市ベンチャーエコシステム」の構築を加速化させるための具体的なプログラムとして、学生に本市産業への関心を高めるためや若者に都心部からのUターンを促すための「創業機運醸成プロジェクト」や、若者が憧れ、その姿をめざすような起業家を育成する「成長志向起業家(経営者)育成プロジェクト」を支援機関と連携しながら継続実施していくことで、循環のスタートとゴールを確実なものとしていく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

事業推進主体が、地域経済の起爆剤となる起業家等を創出していくことで、創業支援施設の存在価値を高め、安定的な集客性と収益性を生み、必要経費の軽減を図ることにより、将来的には公的な支援に頼らない基盤の構築ができる。

【官民協働】

本市は、創業支援機関における連携が円滑に進むよう潤滑油的な役割を發揮する。

交付金事業において募集する民間事業者は、「奈良市ベンチャーエコシステム」を構築するために必要な環境整備や人的支援等を行う。また、奈良商工会議所は、「奈良市ベンチャーエコシステム」を支える中枢機関となることを見据え、他の創業支援機関と積極的な連携を図りながら、創業者への支援を行う。

そうした官民協働による総合的な創業支援体制を組み、起業家等の創出を図る。

【地域間連携】

地方創生推進交付金の中でも奈良市が横展開タイプの活用により、充実した創業支援事業を展開するとともに、奈良県が主体となり移住

- ・起業・就業タイプを活用することにより、移住による起業を促す。

【政策間連携】

創業機運の醸成プログラムなどを通じて、県外からの移住・定住を促進する。また、創業支援体制の充実により地域経済の起爆剤となる起業家等を創出していくことで、市内の若者を惹きつけるような事業所の創出及びその集積を図ることができれば、まちの魅力も向上させることができる。さらに、創業支援施設の立地を活かし、インバウンドなどをテーマにした起業を促すことで、観光振興に寄与できる。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

「奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会」において、KPIの達成度のほか、事業の進捗及び効果について、外部有識者等の視点から客観的な検証を行う。その内容を踏まえ、将来に向けて持続可能な事業構造になっているかの事業方向性を確認し、状況に応じて見直しを行うとともに、次年度の事業計画及び予算に反映させ改善につなげる。

【外部組織の参画者】

奈良県立大学学長、シンクタンク・ソフィアバンク代表、株式会社
日本政策投資銀行 関西支店企画調整課 課長、事業プロデューサー
／ならそら代表／大阪芸術大学講師

（さらに幅広く意見を求めるため、その他産官学金労言の分野からの参加及び意見を求める予定）

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに本市ホームページで公表。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 84,700千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。